

豊臣秀吉文書に関する基礎的研究(続)

三 鬼 清一郎

はじめに

- 一、文書分類の基準について
- 二、発給文書の年次別検討
- 三、複合文書について
- 四、秀次発給文書の特徴
- 五、秀長その他の発給文書

おわりに

はじめに

本稿は、前稿⁽¹⁾をうけて、豊臣秀吉が発給した文書の概要を明かにし、今後の研究のための土台を作ることとを目的としている。どのようなテーマであれ、歴史研究の場合、対象を認識する素材としての史料を正確に分析し、論理の筋道をつけることが必要であるが、そのためには、素材そのものについて知らなければならぬ。

私はこのほど「豊臣秀吉文書目録」⁽²⁾をまとめることができた。まず東大史料編纂所・内閣文庫をはじめ、各地の文庫・文書館・史料館・博物館・図書館・大学等の研究機関に所蔵されている文書類を調査し、影写本・謄写本・写真帳などから秀吉発給文書を選び出し、カー

ドに収めた。そのうえで、各種の編纂物や、地方史誌類・文書集・目録など刊行物に掲載されている文書類を点検した。網羅的蒐集を期したつもりであるが、時間的制約や力量不足のため十分な結果を得ることができなかった。文書の遺漏・重複・年代比定の不正確さなど初歩的な誤りを含んだまま公表することは不本意であるが、これはあくまで稿本であり、近い将来に『豊臣秀吉文書』が集大成されるための捨て石でもある。したがって、誤りが一つでも多く発見されることは、それだけ目標に近づくことになるので、あえて刊行にふみ切った次第である。この間、多くの研究機関のお世話になったことは勿論、先学・同学や友人の方々から御教示にあずかった。新発見文書や外国の文書館に架蔵されている文書など入手困難な文書の写真をお送りいただいたり、御自身で調査された文書のリストを提供していただいたこともある。御名前をあげることがは控えていたが、この場をかりて厚く御礼申上げたい。

次の目標としては『豊臣秀吉文書』の編纂であるが、私はこれを、豊臣政権に関心をもつ方々の共同研究のなかで作りあげたいと考えている。秀吉の発給文書は膨大な量にのぼり、全国に散在していて総体

がつかみにくいばかりでなく、個々の文書についても、十分な調査研究を行わなければ、全体の中に位置づけることは困難で、性格も明かになってこない。刊行物のなかで、同一文書に異った年代比定が行われている例は珍しくない。転写のために文言のズレがあったり、人名や地名・日付などに若干の異同がある場合、同一文書とみなしてよいか、どれを原形に近いものと考えるか等の判断に迷うことも多い。いずれも、豊臣政権を中心とするこの時代の歴史認識に深くかかわることであり、知識の多寡では済まされない問題である。

論文や著書の中で誤りをおかすことは、程度の差はあるが、個々の研究者にとって避けられないことがらであり、また、責任は個人レベルで処理できるであろうが、文書集の場合も同じようにみなしてよいであろうか。文書集は、これから勉強をはじめの人を含めて、多くの人の研究の素材となるものであるから、影響は遙かに大きく、それゆえ特に正確が期されなければならない筈である。もしも文書集のなかに、誤記・誤読、いいかげんな説明や語句の解釈、年代の取り違い、人名・地名や史実の考証不足等があまりにも多いような場合、マイナース面は非常に大きく、ときには後世にまで及ぶかもしれない。史料の誤読をもとにして作られたイメージによって研究の方向が左右されてはならないであろう。

このような弊害を少しでもなくすため、原本対照を徹底するなど幾つかの方法を必ずとらなければならないが、そのためにも、秀吉文書の編纂は共同研究・共同討論の成果にもとずいて行いたいと思ってい

る。真偽の判定についても、恣意的に行うのではなく、多角的に検討し十分な根拠に基いてなされる必要がある。以下、そのことを念頭におきながら、「豊臣秀吉文書」の概略をたどっていきたい。⁽³⁾

一、文書分類の基準について

作業にあたっては、判物・印判状（秀吉の場合は朱印状のみで黒印状は無い）の区別、名乗り、宛所、発給年月日、出典のほか、文書そのものを特定するための便宜として、原文の冒頭部分（ただし、急度申候とか、書状披見候といった慣用的文言は省略し、内容にかかわる部分を採録）を書き出し、必要がある場合は注記を施した。文書が原文書か写し・控であるかの区別も行っているが、江戸時代の編纂物や刊本から引用する場合、その確認ができない場合もある。遺漏を防ぐため、見出した史料は一点残らず採録したので、カードの数は非常に多くなったが、重複分を外していった結果、五五〇〇点ほどになった。同一文書が複数ある（たとえば、天正二十年正月付の高麗国にあつた三ヶ条の禁制や、刀狩令など著名な法令は、同文のものが多数残っている）場合でも、文面と日付けが同一のものは一点とし、宛所を異にするものは別個のものとして数えた。これは、遺漏文書を発見しやすくするためである。出典は複数にわたるものが多く、なかには二十種以上のものに収められているものもある。本来ならば全部を記すべきで、それによって、文書の伝来系統や分布状況などを知る手懸りが得られるのであるが、紙幅の関係上、最も基本的なものにとどめざ

るをえなかつた。

つぎに、「尚何某可申候也」のように添状発給者の名前が記されている文書については、その人物名をすべて採録した。どの時期に誰が、どの武将や寺社に添状を発給しているかが確定できれば、豊臣政権を支える吏僚組織の全容が明かになり、政権そのものの性格を考察するうえでの手懸りを与えてくれるものと思われる。この場合、朱印状は添状と一体になって機能するのであるから、同じ様式の文書でも、添状の記載のない文書との性格上の相違などの問題が浮び上ってくる。文書の法量、折紙・堅紙等の区別・紙質・花押の形状・朱印の押捺位置など形態上のことがらも重要であるが、確認できた文書は僅かであったので省略した。

「目録」には、秀吉の発給文書のほか、豊臣一族の発給文書も収めた。関白秀次の発給文書は、豊臣政権論を構築するうえで不可欠なことは当然であり、その他の人物の役割も見のがすことはできない。したがって、秀次のほか、羽柴秀長・豊臣秀頼・次秀勝・小吉秀勝・秀保と、北政所(高台院)・淀君・三好常閑の発給文書を対象とした。豊臣一族に限定したため、織田信雄など豊臣家に関係深い人物や、五大老・五奉行をはじめ、秀吉を支えた有力武将の発給文書は全く収められていない。したがって、「御前帳徴取令」「人掃令」や、豊臣政権において殆んど唯一の体系的法令ともいえる「御掟・御掟追加」などは、ここからは何も知ることはできない。しかし、このような重要な法令が、秀吉(または秀次)の朱印状として発布されなかつたところ

に、かえって豊臣政権の本質を考える手懸りが与えられているように思われる。

文書の配列については、当初は事項別の分類法を企図した。たとえば、信長の奉行人として京都支配を行った時期、中国攻め、北国攻め、本能寺の変、賤ヶ岳の戦、小牧・長久手の戦、四国・九州攻め、小田原・奥州攻め・朝鮮出兵といった政治過程の動きを軸に、検地・刀狩り等の農政関係、大坂城・伏見城など普請関係、伊勢神宮・高野山など宗教関係といった項目や、近江・山城・東国など地域関係を組み合せ、いくつかの分類を試みた。しかし、これらの項目に収まらないものや、いずれとも判別不能な文書もあり、分類を複雑化すればするほど検索に不便をきたすので、特定の分類法をとらず、結局は最も単純な方法である年次別配列とした。

無年号文書については、年代比定が可能なものは行つたうえで、それに括弧をつけて区別し、年次別配列の中に入れた。刊本等でなされている年代比定を訂正した場合や、刊本によって年代比定に違いがある場合は、必要に応じてそれを注記した。独自に年代比定を行った場合の根拠については一々示していない。日記・記録類から確定できる秀吉その他の人物の動き、添状発給者の立場や官職名、朱印の押捺位置等を手懸りに、政治状況などから判断している。したがって、未確定要素を含むものであり、再検討の結果を待たねばならない。逆に、蓋然性はあると思われるものでも断定を避けた場合もある。これらの点について御教示いただければ幸いである。

年代比定の不可能なものについては、天正十年を境として大別し、扱いを若干変えている。天正十一年以降のものについては、先ず儀礼関係のものを取り出し、それを年甫・端午・七夕・盆・八朔・重陽・亥子・歳暮という節季関係のものと、それ以外の一般的な音信とに分けた。戦陣見舞の文書は、どの合戦の際のものが特定しやすいで、大部分は年代比定が可能となる。儀礼関係の文書でも年代比定ができるものは、それぞれの年次に加え、ここでは年代未詳のものだけを集めてある。数値を比較することに積極的な意味はないが、節季の儀礼で最も多いのは歳暮(約一〇〇点)、ついで年甫・端午(ともに約八〇点)、重陽(約五〇点)の順である。少いのは亥子(四点)で、これは中川秀政・秀成兄弟に対するものである。⁽⁴⁾上巳(三月三日)も一点ある。なお年代未詳文書で儀礼関係以外のものは、内容が多岐にわたるが、項目分類は行わず日付順に並べた。朱印状は、すべて天正十一年以降であるから、こちらの区分に入れられる。

天正十年迄のものは、無年号の文書については儀礼関係を取り出さず、一括して日付順に並べた。文書の残存点数などから考えた便宜的措置である。なお秀吉が木下藤吉郎を名乗るのは永禄八年から天正二年頃、羽柴藤吉郎を名乗るのは天正元年から天正十年頃までとされており、「目録」でもこれに外れるものは見られなかった。したがって、藤吉郎を名乗る文書は、すべて天正十年以前ということになる。

天正十年以前か十一年以後かが判別できない文書もある。秀吉が羽柴筑前守を名乗るのは天正四年から十三年頃であるから、筑前守を名

乗った判物や、ただ秀吉とだけ記されたものは、署名からでは手懸りがつかめない。内容から推して、いずれかの判断を下さざるをえないが、どうしても不可能な場合は、筑前守を名乗ったものについては藤吉郎と名乗ったものと一括した。これは全くの便宜上の処置であるが、無年号文書の検索を容易にするためには、あまり細かな分類を行わない方がよいと考えたからである。

年紀のあるものや年代比定のできるものは、天正十年以前は一括して年代順に配列し、天正十一年以降は一年刻みで同様に配列した。なお知行宛行状は、天正十一年以降は区別し、それぞれのところの最後に配列してある。以下、時期を追いながら検討していきたい。

一、発給文書の年次別検討

豊臣秀吉文書を年次別に検討する場合、どのような基準を設ければ全体的な傾向をつかむことが容易となるであろうか。秀吉みずからが発給する文書は、永禄八年⁽⁵⁾にはじまり度長三年八月の秀吉の死をもつて終る。この点について、かつて私は次のように考えたことがある。⁽⁶⁾

- 一、永禄8年～元龜3年 —— 織田政権の奉行人的立場 ——
- 二、天正元年～天正7年 —— 領域的支配権の萌芽 ——
- 三、天正8年～天正10年 —— 領域的支配権の確立 ——
- 四、天正11年～天正14年 —— 全国的権力への脱皮 ——
- 五、天正15年～天正19年 —— 全国統一の達成 ——
- 六、天正20年～文禄3年 —— 統一的知行体系の成立 ——

七、文禄4年～慶長3年——専制体制の強化——
いまこれを、天正10年以前にあたる一～三を一括し、それ以後の四～七を各段階で区切り、全体を五段階とし、発給文書のあり方を中心に検討していくことにしたい。

A、永禄八年～天正十年

天正十年六月の本能寺の変までは信長の家臣であり、とくに永禄・元龜年間には奉行人として京都支配にあたり、寺社領荘園の失地回復のため、土豪や名主百姓らに対して連乱停止を命じたりしている。⁽⁷⁾ 際には丹羽長秀・中川重政・明智光秀・明院良政・細川藤孝・夕庵爾雲・塙直政・滝川一益らと連署する場合もみられるから、これらの武将とほぼ同格であったことがうかがわれる。しかし、天正元年の浅井氏滅亡後、近江の長浜(当時は今浜)に所領を与えられて以後、家臣に対する知行宛行状や寺社への所領寄進状を多く発給しており、それが太閤検地の施行に先立って、石高表示である点が注目される。⁽⁸⁾ 長浜築城に際して郷民から夫役を徴発する文書や、前年に年貢を納入した百姓に作職を保証する内容を含んだ掟書など、豊臣政権の農民支配の原則を示すような法令もみられる。ここで積んだ経験は次第にひろめられ、天正五年以降に行われる中国進攻の際にも、同じような法令が出されている。⁽¹¹⁾ 年紀が確認できるのは三八〇点ほどであるが、時期が下るほど発給文書の数は増加しており、その三分の一近くは天正十年のものである。このほか、二〇〇点弱の無年号文書もある。本能寺の変のちは独立武将として、信長の後継者争いに加わっていくので、

それに関連した文書も多くなっていく。同年末には柴田勝家と対決するため北伊勢から近江へ進攻するが、その際に丹羽長秀と連署した禁制⁽¹²⁾が出されている。

B、天正十一年～天正十四年

発給文書数は飛躍的に増加している。朱印状の出現によって、同じ日付で大量の文書が出されるようになった。たとえば天正十三年十一月二十一日付で、山城の寺社への所領寄進⁽¹³⁾や公家への知行宛行⁽¹⁴⁾がなされたが、それについて七〇点ほどの文書が確認されている。

ここで、秀吉朱印状が最初に使用された時期について検討しておきたい。『大日本史料』で初見の秀吉朱印と注記された天正十一年六月十三日付の江州諸浦舟大工四十人中にあてた諸役免許状⁽¹⁵⁾がある。しかし、この前後に収められた同じ性格の文書は花押が据えられ、朱印は用いられていない。同年八月五日付の近江国諸職人中にあてた五ヶ条の条目⁽¹⁶⁾や、八月二十八日付の大坂城普請の際の石持掟⁽¹⁷⁾も判物である点が気にかかる。

その次に現れる秀吉朱印状は、同年八月晦日付の兵庫船役請取状⁽¹⁸⁾(北風文書)であるが、影写本には、採録文書の殆んどが偽書であるから削除すべしという朱書の注記がみられる。原本を見ることができないので偽書と断定する根拠は分らないが、この文書が正しいものとしても、朱印は例外的に用いられたようで、その後も半年以上もの間に朱印を捺した文書は現れない。

秀吉が朱印状を一般的に用いるようになるのは天正十二年三月頃で

ある。小牧・長久手の戦のなかで、同年三月付で幾通かの禁制⁽¹⁹⁾と定書⁽²⁰⁾が出されるが、その場合、禁制は判物、定書は朱印状となっている。

また、福島市兵衛尉(正信)あてに三月十六日付で感状⁽²¹⁾、四月十二日付で知行宛行状⁽²²⁾が出されるが、感状は朱印状として、知行宛行状は判物で出されている。朱印が使用された当初は、微妙な使いわけが行われたように思われるが、やがてこのような違いはみられなくなり、朱印が多用されていく。

このように考えると、通説で秀吉朱印の初見とされる日付には疑問をもたざるをえないが、丁度一年あとの天正十二年六月十三日付で、宛所も内容も全く同一の文書⁽²³⁾があり、これも『大日本史料』に採録されている。この場合、一年違いの同じ日目で全く同一内容の文書が発給されたと考えることは困難であり、一方が転写の際に日付を書き誤ったと考えるのが自然であろう。両方とも写しであるから断定はできないが、私は天正十二年が正しいと考える。天正十一年八月の「北風文書」にも疑問の余地がある。ここではむしろ、天正十二年三月頃から朱印状が一般的に用いられるようになることを確認しておきたい。朱印状の初見の時期は、ここまで下げるべきであろう。

政治状況などが類似しているとき、文書の年代比定が迷わされることもある。天正十三年三月に秀吉は和泉から紀州に入り、根来・雑賀一揆を攻略するが、天正十二年三月には、小牧へ出陣中の留守に、根来・雑賀一揆が泉州岸和田城を襲っている。天正十一年三月には、小牧・長久手戦の舞台ともなった北伊勢や近江などで、柴田勝家と争っ

ている。したがって、文面に表わされるものから内容を特定することは困難で、『大日本史料』でさえも同一の文書を異った年次に懸けている例⁽²⁴⁾もみられる。『大日本古文書』のなかで、同じ文書が異った年代に比定されていることもあり⁽²⁵⁾、刊本相互でこのような例はしばしば見られる。

史料の誤記が原因で、同じ文書が異った年次に置かれていることもある。一例をあげれば、「当所内九拾七石事可領知候也」という嵯峨积迦堂にあてた秀吉朱印状⁽²⁶⁾は、天正十二年十一月二十一日付で『大日本史料』に収められている。しかし、天正十三年のこの日は山城で寺社や公家に対して一斉に土地が給与されるのであるから、天正十三年を採るべきであろう。同じ理由から、立入文書の天正十二年十一月二十一日付の知行状⁽²⁸⁾も、年紀が誤ってつけられた可能性がある。年代比定の問題は、さらに徹底した検討が必要であろう。

C、天正十五年～天正十九年

文書の様式としては特に目立つようなものはないが、九州陣・小田原陣関係の文書が大量に発給されている。とくに、天正十八年四月という日付で発給された禁制や定書は一三〇点を超えている⁽²⁹⁾。小田原陣の禁制は、天正十七年十二月に信濃国・遠江国⁽³⁰⁾といった一国を対象とするものからはじまり、秀吉の軍勢が東海道をすすむにつれ、駿河・伊豆・相模の鄉村、寺社などを対象に出され、小田原落城の十八年七月には奥州にまで及んでいる⁽³²⁾。禁制の対象とするところには種々のレベルがあり、重層的な関係にあった。禁制は、受け手である鄉村や

寺社が、戦乱による荒廃から免れようとして、筆耕銭の名目で金品を献上して禁制を下付してもらい、朱印のもつ権威によって軍勢甲乙人の乱暴狼藉や陣取りなどの被害を防ぐ場合もあるが、占領地域の治安維持のため、支配の象徴として上から発布することが一般的で、その延長線上に、朝鮮出兵に先立って、高麗国という朝鮮全土を対象とする禁制⁸⁹が、あらかじめ大量に用意されていたのである。禁制が発布された地帯は、観念のうえでは秀吉の直接支配となり、その地域に知行権を有する給人や寺社も、その権限を凍結させられるのである。禁制三ヶ条に盛り込まれた具体的内容は、そのことを示しているように思われる。

また、出陣に際して、寺社・郷村や残留している武将などから見舞いが届けられ、万度祓や祈禱の巻数などによる勝利祈願も行われている。それへの秀吉からの返礼は「御内書」様式の文書でなされるが、特定の寺社に誰が添状を書くかは、ある程度決まっているように見える。奉行人の取次ぎの性格が明確化するにつれ、豊臣政権と寺社との結びつきも強まっていくのであるが、この点は具体的に実証しなければならぬ。添状を発給すべき人物が急に陣出することになった⁹⁰為、別の武将が代って添状を書いているような例もみられる。

D、天正二十年～文禄三年

朝鮮出兵の開始によって、当然のことながらその関係文書は増加する。反面、国内関係のものは少なくなり、たとえば、天正十九年には一三〇点ほどであった知行宛行状は、天正二十年には一〇点ほどに激減

している。朝鮮出兵に際して、出陣する大名達に同一内容の指示を一斉に出す場合や、陣中見舞への返札、朝鮮から送られて来た戦況報告に対する秀吉からの作戦命令などがある。無年号文書もかなりの数にのぼるが、これは、戦局の推移をたどり、いつ誰がどの地域に陣したか、いつ帰国したかといった事実を抑える作業をすすめていけば、かなりの部分の年代比定が可能になるように思われる。

朝鮮役関係のものには、とくに偽文書が多いように思われる。有名な「太閤記」所収文書は、いまだに正しいと思われている人もいるほどであるが、記録類や編纂物に収められた文書については、厳密な史料批判が必要であり、慎重に判断しなければならない⁹⁵。この種の偽文書にも系統があるようで、朝鮮役関係のどのような編纂物に採られているのかを確かめることによって、それぞれの偽文書のもつ意味も明らかになってくるであろう。文言など一部に疑問の余地はあるが、偽文書と断定はできないものも多い。これらの中には、編纂物や研究書で引用されているものもある。この「目録」を作成するにあたって、偽文書と思われるものも一点残らずカードに採っており、大部分のものは「要研究」などと注記して入れておいた。真偽の判断は慎重に行わねばならず、多角的に検討する必要がある。かりに偽文書であっても、どのような動機でどのような立場の人が作成に関与したかを知ることによって、違った側面から光をあてることができるかもしれない。

文禄三年には、朝鮮での戦いが膠着化するが、国内では畿内近国と

薩摩島津領の一斉検地が行われるので、それに基いた知行宛行の文書が増加する。「此度以検地之上……」という文言もみられ、検地と知行割を一体化してとらえる研究の必要性を暗示している。

E、文禄四年～慶長三年

文禄四年の秀次事件は、豊臣政権にとって大きな打撃となったが、朝鮮出兵中の武將に対しては、動揺を抑えるための朱印状が八月二十八日に出されている。国内では、旧秀次領の収公と、秀吉の手による再配分が行われている。とくに尾張の寺社は大きな影響をうけた。⁽⁸⁶⁾かつて秀次から知行を得ていた武將が、今度は秀吉から土地を給与される例もみられる。⁽⁸⁷⁾知行宛行は八月三日と八月八日に集中している。

慶長二年の朝鮮再征に際しては「陣立書」などが作られたが、文書の総数は文禄出兵時より少い。慶長三年の蔚山の戦いでは、真偽とりまぜた多くの史料が残されており、当時における関心のあり方を物語っている。

秀吉朱印状の最後となるものは、慶長三年八月二十五日付で、秀吉の死を契機に朝鮮から撤兵をはかるため、徳永寿昌・宮木豊盛を派遣した際のものである。⁽⁸⁸⁾秀吉の指示によって行われたようにみせているが、秀吉は八月十八日に死んでおり、この朱印状は、家康らの宿老層によって発給されたものである。

以上、発給文書の概要とその数的変化をたどりながら問題の所在を考えてみた。個々の文書内容の分析や知行形態の特色を検討することなどは今後の課題としたい。いままし全体を眺めることによって、

「目録」作成によって明かになった点を確めていくことにする。

三、複合文書について

秀吉の発給文書ではないが、第三者が作成した文書に秀吉が花押または朱印を加えることによって、あらたな機能を生じさせる文書がある。このような複合形式の文書は例外的なもので、ある特別の状況下でしかおこりえないものであるが、個々のケースを検討することによって、背後にひそむ政治的關係をさぐることもできよう。採録したのは次の五種である。

A、天正十三年五月、丹羽長重領知判物

丹羽長重が溝口秀勝に対し、加賀国江沼・能美郡四万四千石を、上田勘右衛門に対して越前国の内で七万石を⁽⁸⁹⁾与えるという判物に、秀吉が袖朱印を捺している。越前と加賀二郡は、天正十一年四月に秀吉から丹羽長秀(長重の父)に⁽⁹⁰⁾与えられ、翌十二年八月に長秀は、溝口秀勝に対し、江沼・能美郡四万四千石に山林・浦川等をつけて宛行っている。⁽⁹¹⁾天正十三年四月の長秀の死によって長重は襲封したが、このとき僅か十三才という若輩であった。当然のことながら家臣団統率の力量に欠けるので、その機に乗じて起こりうる反乱や動揺を未然に防止し、領国支配を全うさせるために、秀吉が権力によって知行關係に保証を与えたものである。一面では、長重と家臣の間に結ばれた主従關係に秀吉が介入することを意味しており、この時期における豊臣政権と大名領主権の關係を考える上での興味ある素材でもある。⁽⁹²⁾

B、文禄四年十二月、小早川秀秋領知判物

秀吉の猶子となった小早川秀秋（当時は秀俊と名乗る）は、襲封のとき僅かに十三才であった。大丸藤右衛門に与えた知行宛行状⁽⁴⁶⁾には袖に、中嶋治右衛門尉に与えた知行方目録⁽⁴⁵⁾には石高の総計を記した箇所⁽⁴⁶⁾に朱印が捺されている。同じような文書は八点ある。捺印の理由は前者と同じであり、豊臣一族としての感情が、さらにそのように仕向けたのであろう。

C、文禄三年九月、宇喜多秀家領知判物写

富川肥後（戸川肥後守）に備前国児嶋郡の内で一萬四千五百石を与えた文書⁽⁴⁶⁾の袖に秀吉の朱印が捺されている。具体的事情は分らないが、前二者に準ずるものと考えてよいであろう。

D、天正十九年八月、羽柴秀保領知判物。

羽柴秀長の養子で関白秀次の実弟である羽柴秀保は、天正十九年一月の秀長の死によって大和郡山城主となり、大和・紀伊の二国を支配したが、その直後に伊藤忠兵衛尉に与えた文書⁽⁴⁷⁾の年号記載部分の上に秀吉朱印がみられる。このとき秀保も十二才前後であった。

E、欠年正月十日、千宗易書状

木下助兵衛尉（秀定）に対し、名器である井戸茶碗や釜を桑原次右衛門（貞也）に遺すべきことを述べ、これには秀吉も賛意を表しているという文面の書状⁽⁴⁸⁾を送った。この文書の袖に秀吉花押が据えられている。政治上の工作に茶道具が用いられることの一例で、秀吉の花押は相手に対してインパクトを与えるものであろう。茶湯や能楽に関する

る史料は、芸能史料だけでなく、しばしば政治史的関係を知るうえでの好箇の素材となりうる。

以上、五つのケースのいずれもが、秀吉の意志を文書上で明確に示すことにより、いまだ領主権を十分に確立していない大名に対しては、その後楯となることによって領国の安定化をはかるなど、特定の政治目的を達成することを容易にしたものと思われる。

四、秀次発給文書の特質

豊臣秀次の発給文書については、無年号を含めて四二〇点ほどを集めたが、関白在任の前半期である天正二十年・文禄二年が最も多い。それ以後は、秀吉との関係が悪化するにつれ、徐々に追いつめられていく様子が、文書の上からもうかがわれる。

初見は天正十一年七月二十六日付の香西又一郎への知行宛行状⁽⁴⁹⁾で、孫七郎信吉と名乗っている。ついで約一年後の天正十二年六月二十一日付で、秀吉が家康・信雄の連合軍と戦っている状況を伝えた文書⁽⁵⁰⁾がある。天正十八年に信雄改易跡の尾張に入ってから、発給文書は急増し、朝鮮役の際には、名護屋在陣の秀吉にかわって京都の守護にあたり、国内での交通通信や兵糧の輸送などをつかさどった⁽⁵¹⁾。在陣の武將に対して労をねぎらう内容の文書が多くみられる。文禄三年四月に前関白の近衛信尹を薩摩に配流するにあたって、諸大名に舟や人馬の調達を命じた文書⁽⁵²⁾は、細川幽斎（藤孝）が添状を認めており、文言からみても秀吉朱印状のように思える。しかし、秀次の朱印状と明記して

ある文書⁽⁵³⁾が存在するので、この事件における関白秀次の役割を改めて考えなければならぬであろう。勅勘の名目で公家を配流するにあたっては、それを実施に移す役割も関白が果さなければならぬ。幽斎は石田三成とともに島津領の検地を担当しており、この地域の領主層を統率しやすい立場にあった。幽斎は秀吉との主従関係をこえて、関白としての秀次の指揮に従わなければならぬものではなかつたかと思われる。

秀次文書の特徴については、前稿において南禅寺文書の公帖を比較することによって、秀吉のそれより遙かに尊大な様式をとるものであることを明かにした。秀次も秀吉とおなじく「御内書」様式の文書を多く発給しているが、宛所の位置や字体の大きさ等からみて、全く同様のことが指摘できよう。また、添状をつける割合も、秀吉にくらべて低い。

編纂物などから文書を採録する場合、そこで行われている年代比定や注記等について、再検討が必要なことが多い。秀吉と秀次との発給文書が混同されている場合もある。原本が確認できないときは傍証史料から確かめねばならないが、両者の混同について幾つか確認し、訂正することができた。発給者それぞれに固有の表現法があるように思われるが、何らかの徴候は感じられても、それを定式化して示すことはできない状態にある。

また、たとえば天正十九年十月四日付の奥州での制札⁽⁵⁴⁾は、秀次の条規とされているが、伊達政宗のものとしなければならぬであろう。

五月一日付で秋月長門守(種長)にあてた印判状⁽⁵⁵⁾は、秀吉朱印状を注記されているが、家康の黒印状とみなすべきであろう。秀次発給文書にかぎらず、このような例は幾らでもある。更に時間をかけて一点ずつ検討する作業が必要である。

五、秀長その他の発給文書

羽柴(木下)小一郎秀長は、秀吉の異父弟で、当初は長秀と称し、天正十二年九月頃から秀長と改めた。美濃守を名乗るのは天正十二年五月頃⁽⁵⁶⁾からで、短期間ではあるが美濃守長秀と署名したものもある。文書の初見は天正三年十一月⁽⁵⁷⁾で、在地の土豪衆に対して年貢の請取額を定めた内容である。このほか、無年号であるが木下小一郎長秀と名乗った文書⁽⁵⁸⁾があり、現在確認されているものうちで、実際はこれが最も古いと思われる。

文書の様式は秀吉のものと同じであり、小牧・長久手の戦では独自に禁制などを発布している。天正十三年の紀州一揆平定以降から発給文書は急激に増加するが、殆んどが判物である。晩年には僅かに黒印状⁽⁵⁹⁾もみられる。全体で一三〇点ほど確認できたが、知行宛行状は殆んどみられない。添状を発給する場合、発給者の殆んどは疋田右近(九兵衛)のものである。独立した領主としての風貌がうかがわれるように思われる。

信長の四男で秀吉の養子となった次秀勝の場合、天正八年三月の江州坂田郡長浜八幡宮の奉加帳に秀吉と連署して名をあらわし⁽⁶⁰⁾、翌九年

二月に小谷城下にあった町を長浜に移住させるについての指示を行っている⁽⁶³⁾。最後に年紀が確認できるのは、天正十一年八月十八日に赤尾孫介とその与力に丹波国氷上郡の地を宛行つたものである⁽⁶⁴⁾。ほかに、六月二日⁽⁶⁵⁾および六月二十四日⁽⁶⁶⁾付で戦局の推移を伝えたものがあるが、これが天正十二年の小牧・長久手戦のものであるとするならば、最後の発給文書として確認することができよう。秀勝は天正十三年十二月十日に丹波亀山城で没している。

秀勝文書には、秀吉と連署したものが多い。確認できた一七点の文書のうち五点が連署状であり、戦場などで同一行動をとっていたことも知られている。天正十年以降は単独の知行宛行状もあり、独自の家臣団編成を行っていたと思われるが、没したときの年令が十八才といわれるから、一人前の武将として成長するまでには至らなかったといえよう。

秀次の次弟で秀吉の甥にあたる小吉秀勝は、次秀勝の遺領である丹波亀山城を継いだ⁽⁶⁷⁾が、それに先立って、天正十三年九月に摂津国安岡寺に寺領の保護を与えている。天正十七年七月に秀吉の怒りにふれて所領を失うが、それ迄の間に確認できるのは、天正十六年四月十五日の後陽成天皇の聚楽行幸に際して提出されたという起請文⁽⁶⁸⁾である。再び所領を回復したのち、天正十八年八月に久遠寺あての条目⁽⁶⁹⁾など、甲斐国内に判物や印判状を幾点か発給している。また、天正十九年四月には、美濃国の呂久渡舟につき、町場に対して諸役免許の特典を与えている⁽⁷⁰⁾。天正二十年三月二十日には、秀吉から丹波国桑田郡保津村な

ど十九ヶ村で一万石が増された⁽⁷¹⁾が、この知行目録では丹波中納言とよばれている。この頃からはじめられた朝鮮役には渡海軍に加わり、天正二十年九月九日に唐島(巨濟島)で病没した。小吉秀勝の発給文書として採録したのは僅か八点にすぎない。

秀次の末弟で秀吉の甥にあたる秀保は、はじめ秀長の養子となり、天正十九年正月の秀長の死後、大和郡山城主となった。史料に名が現れるのはそれ以後で、初見は前出の秀吉朱印を捺した判物⁽⁷²⁾である。その直後にあたる八月二十四日、秀吉が奈良町に金銀米銭を貸与したことを示した秀吉朱印状⁽⁷³⁾をうけて、それを施行すべきことを秀保は指示している⁽⁷⁴⁾。同年九月二十六日の知行宛行状には、秀吉朱印は捺されていない。最後に確認できるのは、文禄二年十一月二十日に紀州の陰陽師改めに関するもの⁽⁷⁵⁾である。文禄四年四月に没した。

秀保発給文書として確認できるのは一〇点であるが、無年号のものも若干あり、文禄三年頃と思われるものも含まれている。そのうち黒印状は一点しかない⁽⁷⁶⁾。秀保は殆んど印章を使用しなかったと推定されている⁽⁷⁸⁾。秀長の家臣だった羽田長門守(正親)らが附庸され、添状を発給している。

秀吉の嗣子である秀頼は、判物がなく黒印状のみである点に特徴がある。慶長十一年と推定される十二月十九日付の文書には、『大日本古文書』で「豊臣秀頼御内書」という表題がつけられている。このような「御内書」様式の文書は七〇点ほどあるが、添状発給者は殆んどが片桐市正(且元)で、実弟の片桐主膳正(貞隆)も十数点出してい

る。歳暮・端午・八朔など節季関係の儀礼文書が多い。慶長十六年の秀頼の上洛に際して寄せられた島津家久への五月四日付の返書⁽⁸⁰⁾が、あるいは年紀を確認できる最初かもしれない。

知行宛行状としては、慶長十七年九月二十八日に太田右衛門佐に近江国蒲生郡などで千石を扶助⁽⁸¹⁾したものをはじめ、同十九年六月九日に片桐貞隆に河内・摂津などで五千石余を増したもので、五通を数えるだけである。禁制は、慶長十九年十月、二十年四・五月の大坂冬・夏の陣に際して出されたものが六通残っており、最後の日付は慶長二十年五月四日付で泉州槇尾寺に出したものである⁽⁸²⁾。これは大坂落城の四日まえにあたる。

書状としては、三月二日付で伊勢の慶光院に出したものは、慶長五年から十六年の間と推定されている⁽⁸³⁾。大坂陣の直前に出されたものは、緊迫した状況を伝えているが、史料批判が必要な文書もある。

秀頼文書として確認できたのは一〇〇点ほどであるが、本来はかなりの大量に発給されたと思われる。

秀頼の生母で秀吉の側室である淀君の発給文書も一〇点ほどあるが、慶長末年の徳川家との争いの中で出されたものが多い。信憑性について検討を要するものもある。文禄二年閏九月か十月頃、関白秀次が熱海へ湯治に赴いた折の見舞⁽⁸⁴⁾が、年紀を確認できる最初のものである。慶長十九年九月二十六日付のものは、片桐且元との争いに関するものであるが、史料批判の要がある。秀頼文書とあわせて考察すべきであろう。

秀吉の正室である北政所(高台院)は、自筆の消息のほかに黒印状を多く発給している。そのうち、朝鮮出兵の際には、国内の継舟や継馬・継夫・継飛脚といった交通通信体系を作るに際し、北政所の黒印は、秀吉・秀次の朱印と同じ効力をもち⁽⁸⁵⁾、大坂から名護屋へ物資を送るような場合、北政所のをして(印判)がなければ舟を出すことができなかった。名護屋に在陣している秀吉に代って、北政所は大坂城を守る役割を果たしたといえよう。なお、大坂から名護屋までの運賃は、百石について冬は十五石、夏は十石であった⁽⁸⁶⁾。

北政所の黒印状として年紀が確認できるものは、天正十八年十一月二十四日付で、有馬中書にあてたものである⁽⁸⁷⁾。文禄二年には、赤間関の奉行人や下関の舟奉行にあてた黒印状が多くみられる。信州川中島より芋千貫を名護屋へ送り、江川酒・能道具・秀吉の鏡や鏡台など重要な道具類や女の能役者(大夫)を送るに際して、舟の用意などがこの黒印状に基いて行われている。この黒印状には必ず帥法印欲仲の添状がつけられていた。黒印状として確認できるものは二〇点ほどである。なお、北政所が死ぬのは寛永元年九月であるから、慶長十五年や元和四年の黒印状⁽⁸⁸⁾も残されている。

消息類には無年号のものが多いが、天正十三年二月五日に摂津国有馬の阿弥陀寺の薬師堂建立のため千五百貫を寄進し、寺領として毎年百石ずつ与えることを示した文書⁽⁸⁹⁾がある。有馬へ秀吉はしばしば湯治に出かけている。また、伊達政宗の上洛に際して出されたもの⁽⁹⁰⁾など、政治的狀況をうかがいうるものもある。そのほかは、木下右衛門大夫

(延俊)らにあてたもので、日常的内容の文書である。全体で五〇点近くが数えられる。なお、北政所の侍女の筆になるもので、湖北楞嚴院の惣持寺に対し、本能寺の変の際の活動に対する礼として、被官を与えるといった文書もある。北政所の発給文書ではないが、参考として収めた。

秀次の父である三好常閑は、秀次が聚楽第に入ったのち尾張を實質的に支配していた。文禄三年三月十九日には坂井伊三郎に百石の地を宛行っている⁽⁹⁵⁾。文禄四年六月には性海寺に対し、清洲の七ツ寺を従来通り末寺とすべきことを認めている⁽⁹⁶⁾。熱田宮の社家である田島氏に対し、汀繪一桶を送られたことへの礼状もある⁽⁹⁷⁾。採録しえたのは僅か六点にすぎない。

おわりに

以上、「豊臣秀吉文書目録」の概要をたどってみた。もとより限られた時間内に行った作業であり、多くの不十分な点を含んでいることはいうまでもない。今後の補訂によって、少しずつでも完成に近づけていきたい。そのためには、秀吉発給文書を時代別・地域別・事項別といったさまざまな基準を立て、重複をいとわず採録していかねばならないであろう。さらに長期にわたる作業を必要とする。

文書の年代比定や配列順序の決定・真偽の判定などは、十分な研究と討論を重ねたうえでなされなければならない。この「目録」が共同研究のベースとなることができれば幸いと思っている。

注

- (1) 拙稿「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究」(名古屋大学文学部研究論集)史学三四、一九八八年三月)
- (2) 昭和六一・六二年度科学研究費・一般研究C「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究」をもとに作成した。一九八九年三月刊。
- (3) 秀吉文書の蒐集作業は今後とも続けるつもりであり、さらに多数の文書を採録することができると思われる。したがって、発給文書の全体的な傾向をつかもうとする場合、文書点数そのものを問題にすることは、あまり有効ではないであろう。ここでは、文書を数量的に検討する場合でも、概数で示すことにしたい。当然のことながら、十何ヶ条にものぼる長大な文書も、断簡のような短い文書も、すべて一点として扱っている。
- (4) 神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』(臨川書店、一九八七年)五一・六五・七九・八〇号文書。
- (5) 坪内文書(東大史料編纂所・影写本)、永祿八年八月二十三日付の判物。
- (6) 拙稿「豊臣政権の知行体系」(『日本史研究』一一八号、一九七一年四月)、発給文書の内容からみた各段階の意義づけなども不十分ながら試みているので、ここでは文書の個別的検討は行わないことにする。
- (7) 曇花院文書(東大史料編纂所・影写本)、その他。
- (8) 拙稿「豊臣期給人知行権の一考察」(『歴史の理論と教育』一九号、一九七〇年二月)
- (9) 下八木共有文書(大阪城天守閣所蔵)
- (10) 雨森文書(『改訂近江国坂田郡志』七、二二一頁)
- (11) たとえば、天正八年閏三月に網干地下人中に出した法令(『播磨網干郷文書』、東大史料編纂所・影写本)
- (12) 神照寺文書(同右)、その他。
- (13) 『東福寺文書』(同)、五三七号、その他。
- (14) 高倉家文書(名古屋博物館)、その他。

- (15) 船舶仕法書(『大日本史料』十一編ノ四、六三八頁)。なお、南部晋所蔵文書・下(『東大史料編纂所・謄写本』)にも、年紀を明示した同文の秀吉朱印状が収められている。
- (16) 河路佐満太氏所蔵文書(『東大史料編纂所・影写本』)
- (17) 石本己四雄氏所蔵文書(同右)
- (18) 北風文書(同右)。なお、『大日本史料』十一編ノ四、九三二頁に採録されている。
- (19) 聖徳寺文書(同右)、その他。
- (20) 古文書(八下)(同右・写真帳)、その他。
- (21)(22) 東京国立博物館所蔵文書(同右)
- (23) 七里外市氏所蔵文書(同右)。なお、『大日本史料』十一編ノ七、二九頁に採録されている。
- (24) たとえば、三月十一日付で秀吉が蜂須賀彦右衛門尉(家政)・黒田官兵衛(孝高)にあてた黒田文書(『東大史料編纂所・謄写本』)所収の文書は、天正十一年(『大日本史料』十一編ノ三、七八八頁)と天正十二年(『同』十一編ノ五、八二四頁)の両方に採録されている。この場合は天正十二年が正しい。
- (25) たとえば、薩摩で梅北一揆が勃発したことを告げる六月十九日付の秀吉朱印状を、『小早川家文書』(一)、三二二号では天正二十年、『毛利家文書』(四)、九一六号では文祿二年としている。天正二十年が正しいことはいうまでもない。
- (26) 清涼寺文書(『東大史料編纂所・影写本』)は天正十二年十一月二十一日とし、これが『大日本史料』十一編ノ十、二〇三頁に採録されている。しかし、清涼寺文書の謄写本には、天正十三年十一月二十一日付で、全く同じ内容の文書が収められている。水野恭一郎・中井真幸編『京都浄土宗寺院文書』(同朋社、一九八〇年)、一一〇頁は、天正十三年でこの文書を採っている。天正十三年が正しいであろう。
- (27) 注13・14参照。
- (28) 立入文書(『東大史料編纂所・謄写本』、注26と同じ条で『大日本史料』に採録されている。
- (29) 相模・武蔵が大平を占め、『相州古文書』、『武州古文書』に収められているものが多いが、『神奈川県史』資料編などで、はじめて紹介されたものもある。
- (30) 『上杉家文書』(一)、八三七号、その他。
- (31) 鳴江寺文書(『東大史料編纂所・影写本』)、その他。
- (32) 南部文書(同右)、その他。
- (33) 尾形裕康氏所蔵文書(同右)、日付は天正二十年正月となっている。
- (34) 香取大称宜家文書四、(天正十九年)六月二十八日付の秀吉朱印状。
- (35) 前稿(注1)において、私は小田原陣の際に武州の一部の地域に「筑前守」の名で出された禁制を偽文書とみなしたが、これは前田利家の発給文書とすべきであった。字体の悪い写しの文書からうけた印象で速断した誤りであり、訂正しておきたい。
- (36) 尾州神社領証印(内閣文庫)、その他。
- (37) 兼松文書(豊清二公顕彰館)、その他。
- (38) 『島津家文書』(一)、四三五号、その他。
- (39) 溝口文書(『東大史料編纂所・影写本』)
- (40) 岡本文書(同右)
- (41)(42) 溝口文書(同右)
- (43) この点は、旧稿(注6)で触れている。
- (44) 児玉黓採集文書(『東大史料編纂所・謄写本』)
- (45) 吉井良尚氏所蔵文書(同右・写真帳)
- (46) 秋元興朝氏所蔵文書(同右)
- (47) 専徳寺文書。播磨良紀「豊臣期紀州に関する二つの史料」(『和歌山地方史研究』九号、一九八五年十二月)所引。
- (48) 小西文書(『東大史料編纂所・影写本』)
- (49) 備前国臣古証文(同右・謄写本)

- (50) 上坂文書(一)(同右・影写本)。これは『大日本史料』十一編ノ七、五三〇頁に採録されている。
- (51) 天正二十年八月付の秀次朱印状(尊経閣古文書寮・三十四、東大史料編纂所・写真帳)、その他。
- (52) 「駒井日記」文祿三年四月十二日条(『改訂史籍集覽』第二十五冊、五六〇頁)
- (53) 北郷文書・乾(東大史料編纂所・謄写本)
- (54) 正善寺文書(同右・影写本)、その他。
- (55) 秋月文書(同右・謄写本)
- (56) 西順寺文書(同右・影写本)
- (57) 寂光院文書(『大山市史』史料編(四)、五〇五頁)
- (58) 石川文書(東大史料編纂所・影写本)
- (59) 高時村文書(一)(同右)。なお、天正三年四月二十日付の判物写(『紀伊統風土記』(四)、一三八頁)があるが、信憑性に問題が残る。
- (60) 知善院文書(同右・写真帳)
- (61) 『金剛寺文書』三五五号、その他。
- (62) 長浜八幡神社文書(東大史料編纂所・影写本)
- (63) 森岡栄一「羽柴於次秀勝について」(市立長浜城歴史博物館年報「一号、一九八七年三月」)所引
- (64) 五藤文書(東大史料編纂所・影写本)
- (65) 一柳文書(同右・写真帳)
- (66) 犬塚家文書(『佐賀県史料集成』二十卷、二五四頁)
- (67) 安岡寺文書(東大史料編纂所・影写本)
- (68) 聚楽行幸記(尊経閣文庫、同右・写真帳)『群書類従』第三輯所収。
- (69) 身延山久遠寺文書(一)(東大史料編纂所・影写本)
- (70) 馬淵平六氏所蔵文書(同右)
- (71) 羽柴秀勝知行目録(同右・謄写本)。なお、影写本の「田住文書」には採録されていない。この知行目録を含んだ「田住文書」は、現在は神戸大学文学部日本史研究室に収められている。
- (72) 注47参照。
- (73)(74) 多賀文書(一)(東大史料編纂所・影写本)
- (75) 黄薇古簡集(六)(同右・謄写本)
- (76) 伊藤文書(同右・影写本)
- (77) 大和春岳院文書(同右)
- (78) 岩沢履彦「豊臣氏印章攷」(『歴史地理』八十八巻一、一九五七年六月)
- (79) 『相良家文書』(一)、九〇三号。
- (80) 『島津家文書』(一)、八六四号。
- (81) 古蹟文徴(六)(東大史料編纂所・影写本)
- (82) 片桐家御内書御朱印等写(同右・謄写本)
- (83) 施福寺文書(『大日本史料』十二編ノ十八、五五四頁)
- (84) 慶光院文書(一)(東大史料編纂所・影写本)
- (85) 『書の日本史』第五巻(平凡社、一九七五年)一一〇頁。
- (86) 福田寺文書(『東浅井郡志』(一)、七九八頁)
- (87) 諸家古文書・乾(東大史料編纂所・写真帳)、その他。
- (88) 注51参照。
- (89) 『浅野家文書』二六一号。
- (90) 幸島雅子氏所蔵文書(東大史料編纂所・影写本)
- (91) 長井文書(同)、その他。
- (92) 『豊太閤真蹟集』一一八・一三三。
- (93) 善福寺文書(同右)一一六。
- (94) 『伊達家文書』(一)、六六一号。
- (95) 「坂井遺芳」二七・二八。
- (96) 性海寺文書(『新修福沢市史』資料編七、二二七頁)
- (97) 田島文書(東大史料編纂所・写真帳)

